

自動車運転者を使用する事業場に対する 監督指導等の状況（令和4年）

1 監督指導状況

- (1) 業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反の事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

※ 表中の()内は、監督実施事業場数に対する違反率。以下同じ。

業種	事項	監督実施 事業場数	労働基準関係法 令違反 事業場数	主な違反事項		
				労働時間	割増賃金	最低賃金
トラック		55	44 (80.0%)	16 (29.1%)	10 (18.2%)	2 (3.6%)
バス		1	1 (100%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
ハイヤー・ タクシー		9	6 (66.7%)	1 (11.1%)	1 (11.1%)	2 (22.2%)
その他		3	1 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計		68	52 (76.5%)	17 (25.0%)	11 (16.2%)	4 (5.9%)

(注1) 「その他」欄は、トラック、バス及びハイヤー・タクシー以外の業種で自動車運転者を使用する事業場（建設現場で使用する資材等を運搬するトラック運転者を使用する建設業の事業場、廃棄物の収集や運搬等を行う清掃・と畜業の事業場など）。以下同じ。

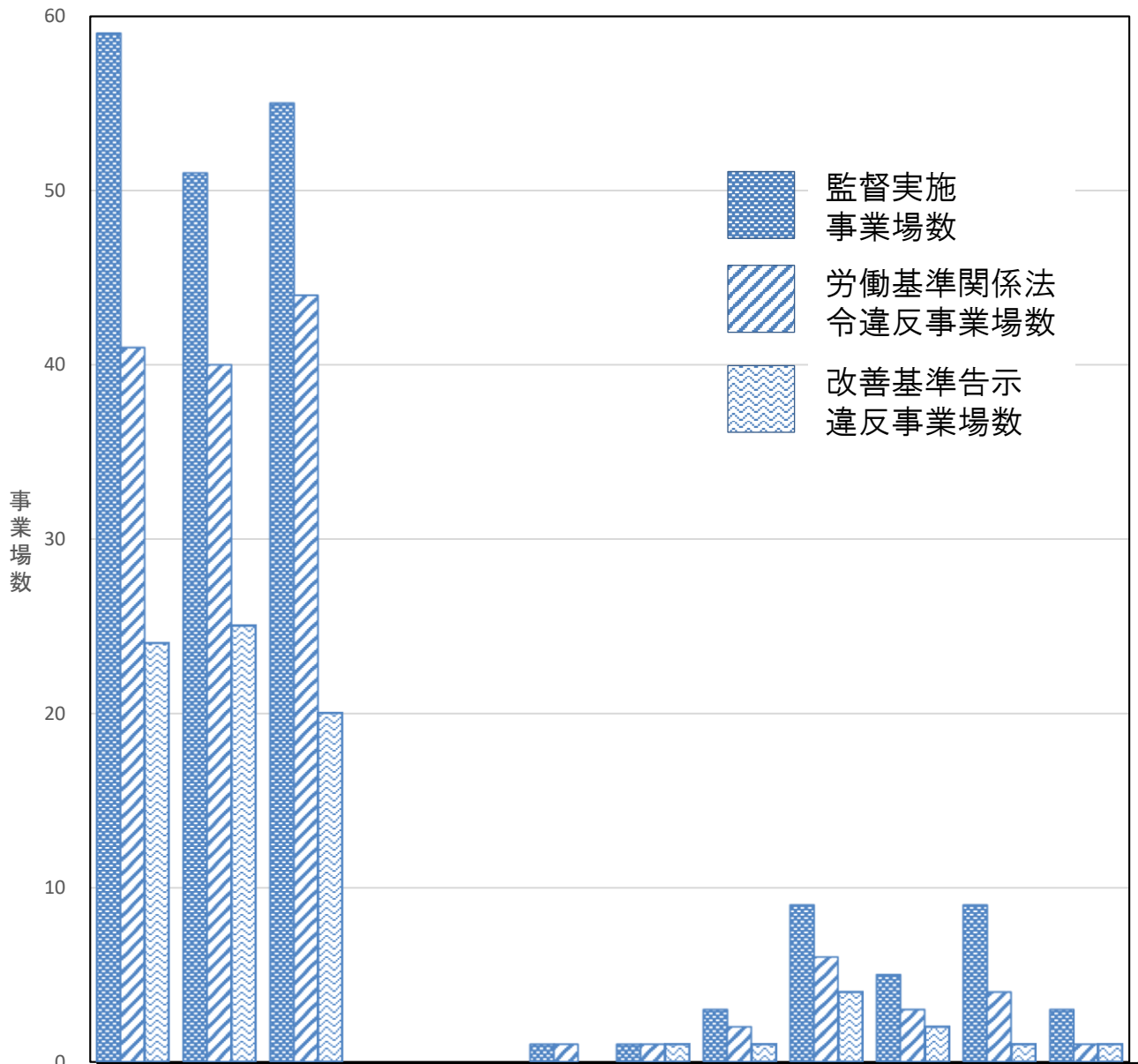
(注2) 1事業場において違反事項が2つ以上ある場合は、「主な違反事項」欄にそれぞれ計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数は一致しない場合がある。以下同じ。

- (2) 業種ごとの改善基準告示違反事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

業種	事項	監督実施 事業場数	改善基準 告示違反 事業場数	主な違反事項				
				総拘束 時間	最大拘束 時間	休息期間	最大運転 時間	連続運転 時間
トラック		55	20 (36.4%)	7 (12.7%)	13 (23.6%)	4 (7.3%)	3 (5.5%)	10 (18.2%)
バス		1	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
ハイヤー・ タクシー		9	4 (44.4%)	1 (11.1%)	4 (44.4%)	0 (0.0%)	- (-)	- (-)
その他		3	1 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (33.3%)	1 (33.3%)
合計		68	25 (36.8%)	8 (11.8%)	17 (25.0%)	4 (5.9%)	4 (5.9%)	11 (16.2%)

(注) ハイヤー・タクシーは、改善基準告示において「最大運転時間」、「連続運転時間」の定めがない。

(3) 令和2年から令和4年までの3年間に於ける業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反の事業場数及び改善基準告示違反の事業場数は、次のとおりであった。



	トラック			バス			ハイヤー・タクシー			その他		
	令和2年	令和3年	令和4年	令和2年	令和3年	令和4年	令和2年	令和3年	令和4年	令和2年	令和3年	令和4年
監督実施事業場数	59	51	55	0	0	1	3	6	9	9	1	3
労働基準関係法令違反事業場数	41	40	44	0	0	1	2	5	6	4	1	1
改善基準告示違反事業場数	24	25	20	0	0	0	1	1	4	1	0	1

(4) 監督指導の事例には、以下のようなものがあった。

事例1 (トラック)

長時間労働を行わせているおそれのある運送会社に対して監督指導を実施

概要

- 運転者について、36協定の上限を超えて時間外・休日労働を行わせており、時間外・休日労働時間数が月80時間を超える者が最も多い月で6名おり、最長で140時間の者が認められた。
- 運転者について、1日の拘束時間が上限の16時間を超えており、1か月の総拘束時間が320時間を超える者が認められた。

指導内容

- 1 36協定の上限時間を超えて違法な時間外労働を行わせていたため、是正勧告した。また、過重労働による健康障害防止対策として長時間労働の削減について併せて指導した。

指導事項

労働基準法第32条違反（労働時間）、長時間労働の削減

- 2 運転者の1日の拘束時間が16時間を超えていること及び1か月の総拘束時間が293時間を超えていることについて是正勧告した。

指導事項

改善基準告示違反
(1日の最大拘束時間、1か月の総拘束時間)

- 3 時間外・休日労働が1か月当たり80時間を超える労働者に対して、面接指導等を実施する体制が確立されていなかったため指導した。

指導事項

時間外・休日労働が1か月当たり80時間を超える労働者について面接指導等を実施するよう努めること

指導後の会社の取組

- 改善基準の遵守に係る運行管理者による点呼時の指示を徹底するとともに、労働時間の実績を10日ごとに確認して見える化し、その結果に基づき業務配分の調整を行うこととした。その結果、時間外・休日労働が36協定の限度時間以内、1か月の総拘束時間が労使協定の範囲内となり、1日の拘束時間が16時間以内となった。
- 面接指導の実施体制を整備し、時間外・休日労働時間数が月80時間を超えた労働者のうち希望する者について、面接指導の対象とすることとした。

(参考) トラック運転者に係る改善基準告示

1か月の総拘束時間：原則293時間以内（労使協定締結の場合、320時間以内）

1日の最大拘束時間：13時間以内を基本とし、延長する場合であっても16時間以内

事例（タクシー）

不適切な歩合給制度となっているおそれのあるタクシー会社に対する監督指導

概要

- 運転者の賃金が、運賃収入に応じた歩合給により支払われていたが、支給割合が段階的に上がる、いわゆる「累進歩合給」が採用されていた。また、一部の運転者の賃金について、最低賃金額未滿となっており、最低賃金法違反が認められた。
- 運転者について、36協定の上限を超えて時間外・休日労働を行わせており、1日の拘束時間が上限の16時間を超えている者が認められた。

労基署の対応

- 1 いわゆる「累進歩合給」は、長時間労働等を極端に誘発するおそれがあることから、賃金制度の見直しを指導した。

指導事項

累進歩合制度の廃止

- 2 一部の運転者の賃金が地域最低賃金額未滿となっていたため、地域最低賃金額以上の金額で支払う必要があることを是正勧告した。

指導事項

最低賃金法第4条第1項違反（最低賃金）

- 3 36協定の上限時間を超えて違法な時間外・休日労働を行わせていること、運転者の1日の拘束時間が16時間を超えていることについて是正勧告した。

指導事項

労基法第32条違反（労働時間）
改善基準告示違反（1日の最大拘束時間）

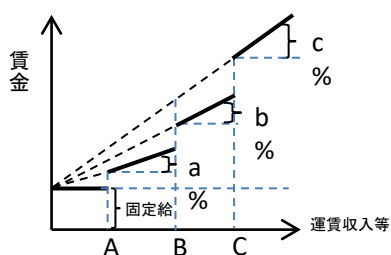
指導後の会社の取組

- 累進歩合制度を廃止し、速やかに新たな賃金体系を構築することとした。
- 地域最低賃金額未滿となっていた金額について、地域最低賃金額以上となるようあらため、不足していた賃金を支払った。
- 1日の拘束時間が16時間を超えないよう勤務シフトを見直すとともに、帰庫時間を個別に指示するなど、運行管理体制の改善を図った。

（参考）

○ 累進歩合制度の廃止について

累進歩合制度とは、運賃収入等に応じて歩合給が定められている場合に、その歩合給の額が非連続的に増減するいわゆる「累進歩合給」などをいう（下図参照）。累進歩合制度は、自動車運転者の長時間労働やスピード違反を極端に誘発するおそれがあり、交通事故の発生も懸念されることから、採用することは望ましくないとして、労働基準局長通達に基づき、その廃止を指導している。



○ 運賃収入等がA以下の場合
賃金＝固定給

○ 運賃収入等がAを超えB以下の場合
賃金＝固定給＋運賃収入等×歩率a%

○ 運賃収入等がBを超えC以下の場合
賃金＝固定給＋運賃収入等×歩率b%

○ 運賃収入等がCを超えた場合
賃金＝固定給＋運賃収入等×歩率c%（a < b < c）

○ タクシー運転者に係る改善基準告示

1か月の総拘束時間：原則299時間以内（車庫待ち等の運転者については、労使協定締結の場合、322時間以内）

1日の最大拘束時間：13時間以内を基本とし、延長する場合であっても原則16時間以内

休息期間：勤務終了後、継続8時間以上

休日労働：2週間について1回以内

2 国土交通省との連携

(1) 地方運輸機関との相互通報

自動車運送事業に従事する自動車運転者の労働条件の改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が、その監督等の結果（改善基準告示違反等）を相互に通報している。

【相互通報制度の実施状況（過去3年間）】

事項 \ 年	令和2年	令和3年	令和4年
労働基準監督機関から通報した件数	4	4	5
労働基準監督機関が通報を受けた件数	0	0	0

(2) 地方運輸機関との合同監督・監査

自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保・改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が連携して、合同で監督・監査を行うことにより、効果的な指導を行っている。

【合同監督・監査の実施状況（過去3年間）】

\ 年	令和2年	令和3年	令和4年
件数	2	1	1